



KAIGO TREND NEWS

介護保険事業の運営の姿勢について



麦の実り多摩 介護支援専門員 樋口 浩

6. 介護事業は、福祉分野か産業分野か

高齢化社会に対応するため、厚生労働省は、平成12年から保険というシステムを導入して高齢化を乗り切ろうとしました。そして、関連する法規を介護保険制度に適用するように、書き換えました。しかし、それらの法規をよく読むと、措置時代の制度も残っています。介護保険制度は、これらの制度からみた場合、福祉分野なのでしょうか。少し疑問が残ります。

たしかに、老人福祉法の中には、介護保険制度の利用に関する内容のほとんどが書かれています。一方で、旧態の制度もわずかながら残っています。これは、介護保険制度の適応外もあるということからでしょう。このことから、こういう法規上では介護保険は福祉分野として扱われていることがわかります。しかし、実際には事業運営や競争原理、組織の合理性などを組み入れた事業であることから見ると、産業分野（サービス産業）の組織形態とほとんど変わりありません。産業であれば、収益の黒字化を目指すのは当たり前のこととなります。

さて、ここまでを考えると、介護制度は福祉なのでしょうか。それとも、産業なのでしょうか。監査は一定の審査基準（ルール）を示して、それに適したものであれば、“この事業を進めて差し支えない”としています。この審査が通れば、後は競争原理によってマーケットを開拓していつ

もかまわないのです。だからといって、福祉だ、産業だといいきるのは難しいと考える人も多いと思います。

私見ではありますが、介護保険制度は、産業分野という位置づけで対応した方がいいように思います。そうした意識で、経営・運営そして組織作りをしていくこと、そうでなければ福祉的色彩の強い従来の運営方法では、法人や事業所を維持することが困難なのではないでしょうか。

いまさらこんなことを書くのは野暮かもしれませんが、しかし、運営する意識のどこかに福祉的ニュアンスがありませんか？ 運営するというからには、産業的意識で立ち向かう必要があります。そこには、サービス内容（私は援助内容といっています。つまり援助が産業となっているという認識です）つまり利用者にとって適正ですぐれた援助技術、すぐれたサービスによって、収益は上がるものだろうと判断しています。居宅介護支援においては、福祉型ケアマネジメントというよりも、産業型ケアマネジメントに移行していくのかもしれない。具体的には、よく言われる“医療系との連携”というよりも、“医療系との共存という傾向のケアマネジメントになる”というのがフィットする感じか



もしれません。そうすると、他の居宅サービスも同じような傾向となっていくでしょう。皆さんで介護制度の歴史などを調べていくことにより、未来の事業所作りも変わってくるのではないのでしょうか。

Caps
からの
お知らせ

『介護ビジネス研究会』レポート

第1回を4月26日(日)に広島市地域福祉センターで、第2回は5月24日(日)に弊社会議室で行いました。介護事業所の方々、介護事業コンサルタントの先生、税理士、行政書士、社労士さんなどが参加し、ティータイムを挟みながら、約2時間、今後の介護ビジネスの動向や介護事業所の目下の課題などを出し合いました。経営者の課題は、経営理念の確立と社員への浸透、サ責など管理者の課題は監査に適合するサービスの提供とヘルパーさん等への研修などが上がりました。また、土業の方たちからは、介護監査も大事だけれども、労務管理やきちんとした会計処理もリスクマネジメントとして必要であると話が出ました。こじんまりとした、しかも多業種の集まりですので、和気藹々といろいろな情報交換ができ、参加された皆さんには概ね好評でした。

第3回「介護ビジネス研究会」6月28日(日) 13:00～15:30 弊社会議室にて開催。

13:00～14:30 「介護事業所における個人情報の取扱いについて」研修

14:30～15:30 ティータイムをはさんで情報交換会 ※参加費は無料です。参加ご希望の方はお電話ください。

訪問看護の現場より
看護師のきもち

第9回

「医療と介護の連携」

「介護と医療の連携」について、
医療系専門職「訪問看護師」からの提案

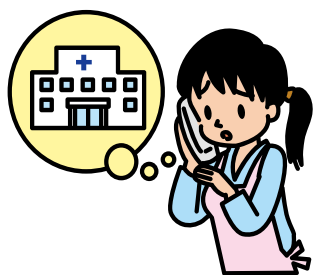


訪問看護ステーション「さいの」看護師 玉田八重子

「身体の異変」といっても「発熱がある、下痢をされている、いつもと違う痛みの訴え方をされる。意識がなく呼吸等が異常である」等々、その状態はさまざまです。

訪問時にこのような状態に遭遇した場合、どのように対処をしようと考えておられますか？
緊急時の対応方法や連絡先の確認が事前にとれていますか？

日本人の平均寿命と健康寿命（WHO：寝たきりや認知症等になることなく、健康で自立した生活ができる期間）は、男性の平均寿命78.6歳、健康寿命72.3歳、女性は85.6歳と77.7歳。その差は、6.3歳と7.9歳です。この差は、言い換えると、健康管理が必要になる期間。つまり、外見は健康そうで生活支援のみの対象者であっても、健康管理のプランが必要になることを示唆しています。その裏を返せば、医療系専門職とのネットワークが求められるということ



です。このネットワークは、「大事に至らないように予防をする」「健康寿命を延ばす」「訪問介護サービス提供者の安心を確保する」「緊急時の連絡先を確保できる」等々サービス利用者（本人・介護者）、提供者双方にメリットがありそうです。

「発熱がある」。訪問中のヘルパーから直接医師に連絡をされ、看護師への相談はないという事例に遭遇しました。事前に「〇〇℃以上の発熱時は、〇〇へ報告のこと」といった確認は取れていませんでした。こういった場合、診療中で多忙な医師は、即対応することは難しいと思われます。しかし、看護師に連絡が入れば、どうでしょう？ まず、発熱の程度

やその他の症状を確認して、事前に発熱時の指示があれば実施する。急を要する発熱か、氷枕などの応急処置で対応していいのか、発熱の原因として考えられることは何なのか、等々緊急性を判断し、診療時間や報告手段（FAXかTEL、メール）等も考えて医師に報告をするだろうと思います。また、報告の内容によっては、緊急訪問もできたと思います。

この事例から、せっかくチームを組んでいるサービス提供者同士、お互い、専門職として自分の役割は「何か？」をしっかりと認識して、必要に応じて連携を取ることを学びました。

一般的に、医療専門職への遠慮があったり、逆に医療職のおごりがあったりで、医療系との連携・相談は難しいといわれています。しかし、その遠慮を取り払い、おごりを捨て、垣根を越えた同じ土俵の中で関係作りをしたネットワークこそが最高の在宅生活（療養）を支え、そして、連携や相談を気軽に行なう関係は、お互いの専門職の知識や技術を学ぶ場になり、サービスの質のレベル向上につながる、ということだと思います。これは、人が育つ環境、ネットワークが対象地域で広がることになるのではないのでしょうか。

最近の利用者は、ますます医療依存度が高い傾向にあります。「医療依存度の高い利用者への訪問介護」のブックレットを作成してみました。基本的な内容ですが、知識の習得、再確認のために機会あれば活用いただければ、幸いに思います。

介護保険なんでも Q&A

Q

訪問介護サービスで今までは提供できなかった「散歩の同行」のサービスができるようになったと聞きましたが、本当ですか？

A

昨年の国会（第170回参議院）の内閣総理大臣答弁書（第91号）において「訪問介護員による散歩の同行については、適切なケアマネジメントに基き、自立支援、日常生活活動の観点から、安全を確保しつつ常時

介助できる状態で行うものについては、利用者の自立した生活の支援に資するものと考えられることから、介護報酬の算定は可能である。」との見解が示されました。ただし、「リハビリテーション・機能訓練のためや単に興味による散歩」は不適切とされています。また、一時的なサービスであり、長期にわたり継続して提供されることは想定していません。



遺言について 第2回



公正証書遺言について

行政書士 山中 直美

今回は自らが書く自筆証書遺言ではなく、遺言者が公証人の前で遺言の内容を言葉で伝え、公証人がその内容を文章にまとめて公正証書として作成する、遺言の公正証書遺言についてお話しします。

公正証書遺言は原本が公証役場に保管されるので、破棄、隠匿、改ざんの心配がなく、もっとも安全で、確実な遺言であるといえます。

公正証書遺言は公証役場で作成してもらうのが基本ですが、高齢や病気等のため、公証役場に出向くことが困難な場合は、公証人に自宅や病院に出張してもらうことも可能です。

また、自筆証書遺言と異なり、家庭裁判所で検認を受ける必要がないため、相続開始後、速やかに遺言の内容を実現することができます。

ただ、遺言者にとっては、費用のかかることが難点と言えるでしょう。

<公正証書を作成するときに必要な事項>

- ①遺言者本人の印鑑証明書
- ②遺言者と相続人との続柄がわかる戸籍謄本
- ③財産を相続人以外の人に遺贈する場合には、その人の住民票
- ④財産の中に不動産がある場合にはその登記事項証明書と固定資産評価証明書
- ⑤証人二人（推定相続人以外）
- ⑥公証人の手数料
- ⑦その他

次回は検認についてお話しする予定です。

(<http://www.office-yamanaka.com>)

ヒナ子の“基礎からの労務管理”

特定社会保険労務士 森田 ヒナ子

事業所を立ち上げた事業主さん心得 その⑥ “助成金”

前回は総論的なお話が終わり、今回から各論に入るつもりでした。ただ、介護報酬が上がるとはいえ、百年に一度と言われる不況は、皆様の事業所にも少なからず影響があるのではと思います。そこで、今回は特別に、緊急の助成金についてお話ししたいと思います。

この緊急の助成金は「中小企業緊急雇用安定助成金」。厚生労働省が昨年の暮れから急遽創設したものです。

内容は、生産量、売上等が直前3ヶ月と比べて5%以上低下した場合、従業員をすぐリストラ等の手段に頼らず、雇用の継続を図る方法を模索してもらうために賃金の一部を助成する、というものです。ワークシェアリングなど従業員を休業させ、生産調整を図る場合、または教育訓練を実施する場合が対象とされます。仕事の受注がなく、従業員を休ませる場合、会社は休業手当といって、賃金の最低60%を補償しなければなりません。その手当のおおよそ4/5または、教育訓練費1人当たり1日6千円が支給されると言うものです。

支給を受けるには就業規則、賃金台帳、出勤簿、労使協定、休業等実施計画書など多数の書類を準備しなければなりません。ただし該当すれば、かなり有利な金額になり、1年間最長200日まで受給することができます。ぜひご検討をお願いします。

ホームページ：「社会保険労務士法人シャローム」

<http://www9.ocn.ne.jp/~so-gyo-s/29.html>



介護事業所と経営

第9回

書けば、夢が叶う！



第一コンサル・広島事務所
西山 仁胤

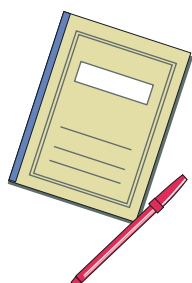
・・・あなたの目の前に1冊のノートがあります。このノートにあなたの夢や願望を書けば、必ず叶うとしたら、あなたは何を書きますか？

「書けば、夢が叶う」なんて、おとぎ話やドラえもんの世界のようなことがあるはずない、と多くの方は思われるかもしれませんが。しかし、昔から多くの人に読み継がれているナポレオン・ヒルなどの成功ノウハウ本の中に、必ず出てくる手法なんです。

書くだけでもかなり効果があるようですが、それを毎日、朝と晩に読み返して、実現した姿をイメージすると、さらに良いようです。

会社経営においても、事業計画書を作ったり、毎朝朝礼で経営理念を社員全員で唱和したりするのも、同じ原理が応用されているのだと思います。リーダーが目標を明確にし、それを計画書に落とし込んでメンバーに伝え、定期的にそれを確認することで、みんなが一つの方向に向かって進める体制が作られます。

ぜひノートと鉛筆を持って、これからの夢や目標を書く時間をとってみてください。きっと楽しいことが起こりますよー！





新刊本のご案内

安心介護ハンドブック
薬を上手に使うための
高齢者も納得の
「ことばがけ」

¥1,000

(税込)

藤澤節子著
ひかりのくに

薬についての正しい知識と、高齢者が納得して服用してくれることばがけがまとめられています。介護の現場で、条件付ながら薬の介助が認められた今、役立つ1冊といえそうです。

※キャプスでは取り扱っておりません。
お近くの書店でお求めください。

「妻のために生きる」～団塊オヤジの介護生活～

妻の介護歴6年の Shiozy が綴る「喜びと感動」の介護生活。
さあ、元気が出る介護をめざしましょう。

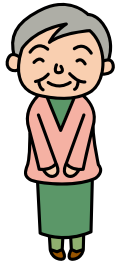
●「病気を受け入れる」ということ

それまで私やヘルパーさんから「構われる人」だった妻の秀子は、室内犬を飼うようになって「構う人」に進化した。それは「病気を受け入れた」第一歩だったように思える。以上は前号の内容である。これを受けて、「病気を受け入れる」ということについて書いてみたい。

脳梗塞等で片麻痺の障がいをもつようになると、どうしても元気なときと比べてしまう。それまで当たり前でできていたことができなくなる。こんなこともできないと嘆き悲しむのである。元気な状態から、失った機能を引き算するのであるから、嘆かざるをえない。当然といえば当然な心理である。

「失ったものを嘆くより、できるようになったことを喜ぼうよ」。私は妻をこう励ますのであるが、しよせんそれは健常者の言うこと。障がいをもった妻には受けとめてもらえない。わが身に起こった不幸を嘆き悲しむ妻なのである。

こんな状態が何年か続いて、室内犬を飼うようになって、他者を構うという意識が出来て、自分の障がいを客観的に見られるようになっていったのだ。病気を受け入れる」ということを象徴したようなエピソードを二つ紹介しよう。



●回復過程の最大の転換点

失語症の秀子があるとき何かを探せと言いだした。悲しいかな失語症、何を探せと言ってるのか分からない。数十分探して見つけたもの、それはスカートだった。在宅介護になって以来、外に出ようとしない秀子にはパジャマに毛の生えたものしか着せてなかった。それがスカートと言いだした。で、スカートを探し出して着せてみると、いきなり町内一周の散歩に出かけたのだ。

それまでは、団地の人に見られたくない。団地の人と出会いたくない。そんな思いで、近くのスーパーには行かず、山ひとつ越えたと団地のスーパーまで行っていた秀子が、いきなり町内一周したのである。このとき私は「あっ、病気を受け入れたな」と感じたのだ。

ダメ押しはこれだった。片手で食器の洗いものをしている秀子に、私が別な用事を頼んだ。たぶん湯飲みを取ってくれ、とかいう他愛もない頼みだった。秀子はしばし考えて、「い、いまいそがしい」と答えた。そしてまたしばらくの沈黙の後、「か、からだはひとつ」と答えた。失語症にしては素晴らしい答えである。思わず拍手を送りたくなった。しかし、秀子は真剣な顔で黙り込んだ。何かを考えている。長い沈黙の後、彼女はこう言った。

「て、手もひとつ」そして大笑いしたのだ。

自分の障がいを「笑い飛ばす」ことができたのだ。私はそれを聞いて一緒に笑いたかったのだが、不覚にも涙がでてしまったのだ。「病気を受け入れる」というのは、回復過程の最大の転換点である。

ブログ「Shiozy の介護生活」<https://iipro.jp/blog/shiozy>

きゃぶす便り定期購読について

きゃぶす便りの定期購読をご希望の方は、お届け先の郵便番号、住所、事業所名（ご氏名）、「きゃぶす便り定期購読希望」と明記の上、下記フリーダイヤルFAX宛てにお送りください。無料でお届けします。

FAX 0120-47-1704

編集後記

新型インフルエンザの発生で、国内ではマスクが手に入らないなど一時的に大パニックとなり、日頃の備えについて考えさせられました。地震や台風の被害がこれまで少なかった広島に住んでいると、それらの備えもおおざらになりがちです。ある日突然やってくる新しい病気の発生、地震などの天災に備え、ちゃんと準備をしなければとの思いを強くしました。皆様からのご意見・ご感想・ご質問をお待ちしております。ご意見等をいただいた方に、キャプスオリジナルエコバッグをプレゼントします。下記までお送りください。

〒730-0845 広島市中区舟入川口町4-2 キャプス介護事業サポート